

柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業

令和6年能登半島地震により液状化被害を受けた宅地において、所有者等が実施する宅地復旧に要する経費を支援します

対象宅地

令和6年能登半島地震により液状化被害を受けた土地であって、住宅の用に供されており、当該住宅が準半壊以上の災害証明を受けたもの

※液状化により相応の被害が認められる場合は、一部損壊の住宅のあった土地においても対象となる場合あり

対象工事

- ① 復旧：被災宅地の原形復旧を基本とした工事
(擁壁・地盤の復旧等)
- ② 地盤改良：沈下防止対策のための住宅建屋下の地盤改良工事
- ③ 傾斜修復：住宅基礎の沈下・傾斜を修復する工事
(ジャッキアップ等)

※着手済・完了済の工事であっても、さかのぼって対象とする

補助率

2/3

補助上限額

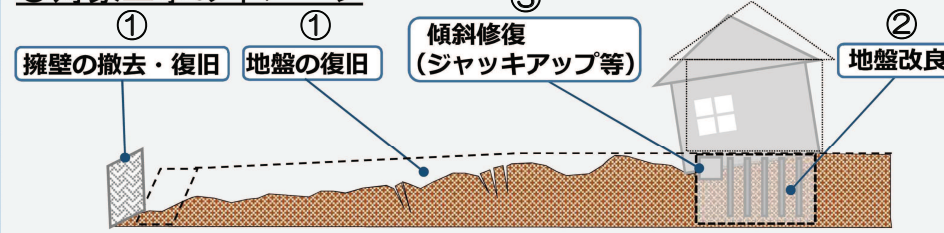
766万6千円

※補助対象経費上限 1,200万円

補助対象は、経費から応急修理などの少額工事相当額50万円を控除

※既存の住宅応急修理制度を活用している場合は、当該支援額も控除

●対象工事のイメージ



●費用分担のイメージ

対象経費 上限1,200万円

新潟県・柏崎市補助額 766.6万円

新潟県補助額 1/3 383万円	柏崎市補助額 1/3 383.6万円	所有者等 1/3	50万円 控除
---------------------	-----------------------	----------	------------

※ 既存の住宅応急修理制度を**活用していない**場合

新潟県	柏崎市	既存制度による 支援額控除	所有者等 1/3	50万円 控除
-----	-----	------------------	----------	------------

※ 既存の住宅応急修理制度を**活用している**場合